

市からのお知らせ

市役所休日窓口を開設

年度の変わり目は市役所の窓口が大変混雑します。この状況を緩和するため、次の日程で休日窓口を開設し、転入・転出などの住民異動の手続きや各種証明書の交付を行います。

開庁日時 3月31日(日)午前8時30分～午後5時15分

受付内容 住民異動届(転入・転出・転居など)・住民票・戸籍・印鑑登録証明書・所得証明書などの交付、国民健康保険の加入喪失手続き、国民年金の手続き、マイナンバーカードの交付

※マイナンバーカードの交付には事前予約が必要です。希望する場合は3月20日(水)までに市民課へ電話で予約をお願いします。

※マイナンバーカード、住民基本台帳カードを使用した転入、広域交付住民票の交付はできません。

※国の機関や他市町村に確認が必要な業務については対応できない場合があります。

☎市民課(21)0252

引っ越しの際は住所の異動手続きを

入学・就職・転勤などで住所を異動する人は、市区町村の窓口で届け出を行ってください。

また、住所地から交付を受けている被保険者証、各種受給資格者証、国民年金、マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、住民基本台帳カードなどの住所変更手続きも必要になります。

届け出の際には、運転免許証・被保険者証などの本人確認書類や印鑑のほか、手続きによって必要なものもあります。

詳しくは市民課、各地域局へお問い合わせください。

☎市民課(21)0252

有漢地域局(57)3200

成羽地域局(42)3211

川上地域局(48)2200

備中地域局(45)2211

入学・就職・転勤などによる引っ越しで住所を異動する人は

他の市区町村へ転出・転入する場合

転出前の市区町村 【転出前に】
▶ 転出届を提出し転出証明書を受け取る
※マイナンバーカード、住基カード所持者は、転出証明書ではなくカードによる転入手続きになるため、転出証明書は交付されません。

転入先の市区町村 【転入した日から14日以内に】
▶ 転入届を提出(転出証明書を添えて)
※マイナンバーカード、住基カード所持者は、転出証明書ではなくカードを持って転入届を提出してください。

同一の市区町村内で転居する場合

お住まいの市区町村 【転居した日から14日以内に】
▶ 転居届を提出

山田方谷記念館 2月24日(日)に開館

山田方谷は幕末から明治初期にかけて活躍した備中松山藩の儒学者であり、教育者です。当時深刻な財政危機に陥っていた藩を立て直した人物として知られ、その業績はまさに幕末の「地方創生」と言えるものでした。

市は、郷土の偉人「山田方谷」についてさまざまな顕彰活動に取り組んできましたが、このたび、その生涯と事績を体系的に紹介する記念館を開館します。記念館では、方谷に関するあらゆる情報を収集し全国に向けて発信する拠点として、その充実に取り組めます。

展示は、「儒学者への道」「備中松山藩の藩政改革」「教育への情熱」の3つのテーマで構成し、貴重な歴史資料や解説パネルにより、その生涯を時系列で紹介しています。中でも、方谷奉納額(4歳時の書)、政治信条を示す「至誠惻怛」の扁額、彼に師事した越後長岡藩士河井継之助の旅日記「塵壺」は必見です。また、市・県内各地にある「方谷ゆかりの地」を紹介するとともに、アニメーションなどの映像を放映し、子どもたちが分かりやすく学習できるように配慮しています。

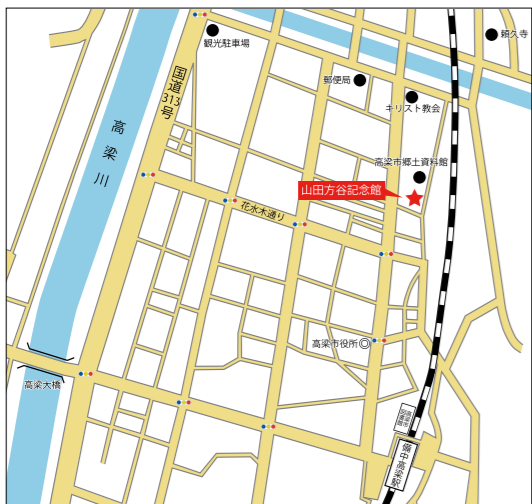
開館時間 午前9時～午後5時(2月24日(日)は午前10時から)

休館日 年末年始(12月29日～1月3日)

入館料 大人500円、小・中学生250円
(市内在住の小・中学生と同65歳以上の人は無料)
※2月24日(日)は無料で入場できます。

住所 高梁市向町21(高梁市郷土資料館南隣)

☎社会教育課(21)1516



▲山田方谷画像部分(個人蔵)



▲方谷奉納額「天下太平国土安全」(方谷の里ふれあいセンター蔵)



▲「塵壺」部分(新潟県長岡市立中央図書館蔵)

国民年金保険料 学生納付特例制度

学生で収入がないなどの理由で、国民年金保険料を納めることが難しい場合は「学生納付特例制度」が利用できます。

この制度に申請し承認されると、国民年金保険料の納付が猶予され納付できる期間が10年間になります。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に納めると加算金がかかります。承認された期間は年金受給資格期間には含まれませんが、保険料を納付しなければ老齢年金受給額には反映されません。

また、この申請が遅れると、けがや病気で障がいが残ったり死亡したりした場合に、障害基礎年金や遺族基礎年金を請求できないことがありますので注意してください。

なお、学生納付特例は毎年度申請が必要です。前年度に承認を受けている人で続けて希望する人は、必ず申請手続きをしてください。

☎日本年金機構高梁年金事務所(21)0570 / 市民課(21)0252